



消費生活

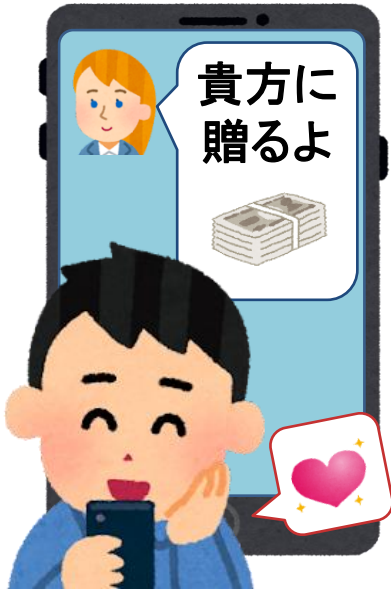
サポーター通信

令和3年度第4号

今月のテーマ

国際ロマンス詐欺に注意！

事例



- ・SNSで知り合い、仲良くなった外国人女性から、「プレゼントを贈るので受け取って欲しい」と言われ了承した。
- ・後日、外国の税関を名乗る者から連絡があり、「荷物に**現金20万ドル（約2千万円）**が入っている。受け取るには**関税60万円**を払う必要がある」と言われた。
- ・女性に連絡したところ、「今後、日本で暮らすつもりだったので荷物に今までの貯金も入れた。後で支払うので**関税は立替えて欲しい**」と言われ、指示通り**60万円**を支払った。しかし、何日経っても荷物が届かない。

アドバイス

ネットで知り合った面識のない人を安易に信用しない

顔写真の画像を送ってきたとしても他人の画像かもしれない。

手数料などの支払いを要求されても支払わない

支払ってしまうと取り戻すことは困難です。



見守りが大切！

恋愛感情や親切心を利用される国際ロマンス詐欺は、**本人が巻き込まれていることを認識していない**ことがあります。

周囲の人が巻き込まれていると思われる場合は、本人の話をよく聞き、おかしい点を本人と一緒に考えるなどして、消費生活センターへの相談を促しましょう。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし

いやや **188**

(お近くの消費生活センターにつながります)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
アルミちゃん
君 (T.L. Me)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

令和3年7月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)